

令和5年3月

教職大学院評価基準の改定案（令和6年度適用）

教員養成評価機構

方針

- 規程等策定、設置事項、体制等の確認から、取組、改善状況の確認中心の基準へ
- 内容を深掘し、分野別認証評価だからこそできる評価へ
- 機関別認証評価項目との棲み分け
- 重点化及び基準領域、基準、観点の整理

基準改定案の構成

「前回評価の指摘事項の対応状況」及び「法令要件事項」（別添1の項目）、並びに7つの基準領域に掲げる15の基準について評価する。

- | | | |
|------|---|------------------|
| 基準領域 | 1 | 学生の受入れ（1基準） |
| | 2 | 教育の課程と方法（4基準） |
| | 3 | 学習成果（2基準） |
| | 4 | 教育委員会等との連携（1基準） |
| | 5 | 学生支援と教育研究環境（3基準） |
| | 6 | 教育研究実施組織（2基準） |
| | 7 | 点検評価と情報公表（2基準） |

教職大学院認証評価基準

I 総則

1 1 評価の目的

一般財団法人教員養成評価機構（以下「機構」という。）が、教職大学院を置く大学からの求めに応じて、教職大学院に対して実施する評価において、我が国の教職大学院の教育活動等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的とする。

機構は、教職大学院評価基準（以下「評価基準」という。）に基づき、教職大学院の教育活動等の質を保証するため、教職大学院を定期的に評価し、前回評価の指摘事項の対応状況及び教職大学院に関する主な法令要件事項の遵守状況を確認し、並びに基準領域に掲げる基準により、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かを認定する。

また、教職大学院の教育活動等の改善に役立てるため、教職大学院の教育活動等について評価を実施し、評価結果を当該教職大学院にフィードバックし、評価を受けた教職大学院のさらなる発展のための動機付けに資するものとする。

2 評価基準の性質及び機能

評価基準は、学校教育法第109条第4項に規定する大学評価基準として定めるものである。

評価基準は、「専門職大学院設置基準」（平成15年文部科学省令第16号）及び「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省令第53号）、並びに教職大学院に係る最新の中央教育審議会答申等の趣旨を踏まえて、機構が、教職大学院の教育活動等に関し、評価基準に適合している旨の認定（以下「適格認定」という。）をすする際に、教職大学院として満たすことが必要と考えられる要件及び当該教職大学院の目的並びに3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシー）に照らして教育活動等の状況を分析するための内容を定めている。

評価基準は、7の「基準領域」から成り、その下に15の「基準」を設定している。「基準」には、各基準の達成状況を確認、判断するために、いくつかの「観点」を設定している。

3 「適格認定」の要件等

評価結果については、前回評価の指摘事項への対応状況及び教職大学院にかかる法令要件事項の遵守状況が良好であるとともに、「基準」をすべて満たす場合は、「教職大学院評価基準に適合している。」と評価し、それ以外の場合は、「教職大学院評価基準に適合していない。」と評価する。

各教職大学院は、評価の結果、評価基準に適合していると認められた場合に「適格認定」が与えられる。

適格認定を得た教職大学院は、評価基準で定める要件を継続的に充足するのみならず、教育活動等の水準の向上に努めなければならない。

4 評価基準の基本的な考え方

- (1) 評価基準は、学校教育法、大学院設置基準、専門職大学院設置基準等に、それぞれ合致していること。
- (2) 専門職大学院設置基準は、「専門職大学院を設置するのに必要な最低の基準とする。」（第1条第2項）とともに、「その水準の向上を図ることに努めなければならない。」（第1条第3項）と規定されていることに鑑み、評価基準は、各教職大学院が教育活動等の水準を維持する義務を果たすとともに、水準の向上に努めるような設定となっていること。
- (3) 評価の対象となる教職大学院における特色ある教育等の進展に資する観点から評価の項目を定めていること。
- (4) 一元的画一的な評価基準ではなく、各教職大学院の目的並びに3つのポリシーに照らして適合しているかに基軸を置いていること。
- (5) 教職大学院が各基準の観点に沿って記述する具体的な取組の状況等を、広く紹介することにより、各教職大学院の強み、特色を支えるよう働きかける機能を持たせていること。

0-1 前回評価の指摘事項の対応状況

機構から示した前回認証評価の指摘事項の検討、改善等対応状況について、一括して記述する。

(旧) 基準	指摘事項 ※該当する指摘事項は、前回評価結果決定時及び申請時（前年 11 月）の申請時期に機構から大学に通知する。
改善等の状況	
(旧) 基準	指摘事項
改善等の状況	

0-2 法令要件事項

根拠資料データの提出（エビデンス・ベース）によるチェック式とする。該当項目は別添 1 のとおり。

<input checked="" type="checkbox"/>	事 項	根拠法令等	根拠データ等 備考

要件を満たすことに困難な事情がある場合は、該当事項と事情、改善の見通し等を記述する。

(例) 専任教員の欠員 . . . 人事選考の遅延による一時的な事情、速やかに . . .

別添 1 法令要件事項（チェック式等により確認する事項）

	項 目	根拠法令等	旧評価基準、観点等	想定する根拠資料等
1	教育課程連携協議会の設置、産業界等（教育委員会）との連携による教育課程の編成、実施・評価。	設置基準第 6 条第 3 項、第 6 条の 2	3-1 10-1	教育課程連携協議会に関する規程類 教育課程の編成を検討する直近の議事録等
	3つのポリシーの制定	学校教育法施行規則第 165 条の 2	1-2	（自己評価書に記載するため除外）
2	5 領域についての授業科目（共通科目）の開設 （1）教育課程の編成及び実施に関する領域 . . .	平 15 年告示第 53 号第 8 条第 1 項	3-1	授業科目一覧、シラバス
3	1 年間又は 1 学期に履修科目として登録できる単位数の上限の設定	設置基準第 12 条	3-4	上限を設定していることを示す規程類

4	修了要件単位数（45単位以上） うち実習10単位以上	設置基準第29条	3-5	（単位数を明記した）履修 基準
5	専任教員数 ※学部は今回の基準改正で「基幹 教員」に	平15年告示第53号 第1条 教科教育関連【注1】 26年告示161号	6-1	（基礎データで確認）
6	必置専任教員数に対する実務家教 員数（4割以上）	平15年告示第53号 第2条第5項	6-1	（基礎データで確認）
7	必置実務家教員のうちみなし専任 教員の割合 （3分の2の範囲内）	平15年告示第53号 第2条第2項	6-1	（基礎データで確認）
8	みなし専任教員の業務要件 （授業担当年間4単位以上ほか） 【注2】	平15年告示第53号 第2条第2項 平30年告示第66号	6-1	（基礎データで確認）
9	必置専任教員のうち原則、教授の 割合 （必置の専任教員の半数）	15年告示53号 第1条第7項	6-1	（基礎データで確認）
	教職課程の自己点検評価の実施と 公表【注3】	教員免許法施行規則 第28条	9-1	（基準を定めて評価するた め除外）
10	SD研修に該当する機会の設定等 （平29年4月施行）	大学院設置基準第 43条の3準用	9-2	実施概要、要項等

【注1】

・平26年文科省告示第161号（大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件の一部を改正する告示）

学校教育専攻において、教科教育の分野を扱う場合の専任教員数については、学校教育専攻に必要な研究指導教員数に、教科教育の分野ごとに1名ずつ加えた数を必要な研究指導教員数としたこと。また、研究指導教員については研究指導教員数の3分の2以上置くものとしたこと。

教職大学院において教科教育の分野を扱う場合の専任教員数は学校教育専攻において算出された数の1.5倍（端数切捨て）に研究指導教員数の3分の2以上の数の研究指導補助教員を置く必要があること。（平成28年4月施行）

【注2】

・平15年文科省告示第53号第2条（平30年文科省告示第66号）

2 前項に規定するおおむね4割の専任教員の数に3分の2を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の範囲内にあつては、専任教員以外の者であっても、一年につき4単位以上（平30年4月施行、それまでは6単位以上）の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う者で足りるものとする。

【注3】

・教員免許法施行規則第28条の8

認定課程を有する大学は、当該大学における認定課程の教育課程、教育研究実施組織、教育実習並びに

施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。(令和4年4月施行)

II 教職大学院評価基準

現行の「基本的な観点」を「観点」に改める。

「観点」は、現行の「しているか」から「どのように取り組んでいるか」の形式とする。

また、現行では「基本的な観点」のすべてに応える必要はないとしているが、自己評価書の〔基準に係る状況〕欄を【**観点に係る取組・改善等の状況**】とし、該当しない観点を除き、原則、すべての観点に応えるものとする。当該**基準**の達成の状況は、標語（A・B・C）とともに（**基準の達成状況についての自己評価**）欄に記述するものとする。

3つのポリシー（現行の基準領域1 理念・目的）

3ポリシーを評価項目から外し、自己評価書の前文に3ポリシーを記載する。

評価の対象期間中に改定等があった場合は、その概要を記述し、併せて改定等に関する資料を求める。機関別認証評価との棲み分けから、この場合でも評価の対象とはしない。

(前文) 3 3つのポリシー

ディプロマ・ポリシー
.....
カリキュラム・ポリシー
.....
アドミッション・ポリシー
.....
期間中に改定等変更があった場合は、その概要の説明
.....
.....

基準領域1 学生の受入れ（現行の基準領域2 学生の受入れ）

基準1-1

○ アドミッション・ポリシーに沿い、入学者数の確保に努めるとともに、公平性、平等性、開放性を確保した学生の受入れを行っていること。

観点1-1-1 どのようなコース等を設定し、学生を受入れているか。

観点1-1-2 どのような取組により、入学者選抜の公平性、平等性、開放性を確保しているか。

観点1-1-3 入学者数を確保するため、どのような取組を行っているか。実入学者数が入学定員を大幅に下回る又は超える場合、是正に向けてどのような手立てをとっているか、あるいは是正のためにどのような検討を行っているか。

基準領域 2 教育の課程と方法 (現行の基準領域 3 教育の課程と方法)

現行の基準 3-4 (履修指導) については、基準 5-1 の学習支援との重複を勘案し、仮 5-1 に移動する。

基準 2-1

○ 教職大学院の制度並びに各教職大学院の目的に照らして、カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成していること。

観点 2-1-1 教職大学院の目的・機能を果たすのにふさわしい教育課程編成とするため、どのようなことに重点を置いて取り組んでいるか。

大学の強み、特長や地元教育委員会のニーズ等に応じた教育課程編成上のアピール・ポイントや各教職大学院で展開する多様な取組(教科・領域コース、管理職養成、国際バカロレア教育など)の状況を記述する。

観点 2-1-2 共通科目、専門科目、実習科目、課題研究等を関連させ、体系化された教育課程編成を図るために、どのような工夫をしているか。

観点 2-1-3 教育課程編成上、教育学、心理学、教科専門等、特定の学問領域に専門特化しないためにどのような方策をとっているか。

基準 2-2

○ 教職大学院の制度並びに各教職大学院の目的に照らして、ふさわしい授業内容、授業方法・形態になっていること。

観点 2-2-1 教職大学院の目的・機能を果たすのにふさわしい授業内容、授業方法・形態として、どのようなことに重点を置いて取り組んでいるか。

観点 2-2-2 学校等での実態に沿った授業内容、授業方法・形態とするため、どのような取組を行っているか。

観点 2-2-3 学生の学習履歴、実務経験等に配慮した授業内容、授業方法・形態とするため、どのような取組を行っているか。

観点 2-2-4 特に、オンラインによる授業等における学生の要望や負担等に、どのように対応しているか。

基準 2-3

○ 教職大学院にふさわしい実習になっていること。

観点 2-3-1 実習は、どのような時期、方法等により実施し、また実習科目全体の系統性等をどのように図っているか。

観点 3-3-2 実習において、学生が希望する学校種並びに学生の研究テーマに沿った連携協力校(実習校)等をどのように確保しているか。

観点 2-3-3 教職大学院の教員は、実習の巡回指導をどのような体制でどの程度行い、また学生に対する省察の機会をどのように確保しているか。

観点 2-3-4 現職教員学生の実習は、現籍校あるいは現籍校以外での実習に限らず、実習の目的を達成するために、どのような手立てをとっているか。

観点 2-3-5 実習科目の単位を免除する場合、免除すべき理由をどのように担保しているか。

基準 2-4

○ **成績評価・単位認定、修了認定**が教職大学院の教育の在り方に照らして適切であること。

観点 2-4-1 成績評価・単位認定、修了認定が適切であることを、どのように保証しているか。

観点 2-4-2 成績評価等に関する学生からの異議について、どのような措置を講じているか。

観点 2-4-3 成績評価等の基準等について、検討する機会を設けているか。

基準領域 3 学習成果 (現行の基準領域 4 学習成果・効果)

基準領域のタイトルから「・効果」を、削除する。

基準 3-1

○ 各教職大学院の目的及びディプロマ・ポリシーに沿って、学習成果があがっていること。

観点 3-1-1 教職員と学生は、学習成果をどのように把握、共有し、また、どのように改善に生かしているか。

観点 3-1-2 教員等就職状況の結果をどのように分析し、また、そのように学習成果を検証しているか。

教員等就職状況の数値は、文科省の調査で毎年度公開されるので、数値を各教職大学院がどう受け止めているかを確認する。(学習成果、特に進路に関しては、認証評価の必須項目)

基準 3-2

○ 修了生の学習成果の把握に努めていること。

観点 3-2-1 修了生の修了後の学習成果を、修了生及び修了生の赴任先の学校関係・教育委員会等の意見聴取から、どのように把握しているか。

観点 3-2-2 修了生の修了後の学習成果や課題を、短期的、中長期的にどのように把握しているか。または、どのように把握しようとしているか。

基準領域 4 教育委員会等との連携

(現行の基準領域 10 教育委員会・学校等との連携)

基準 4-1

○ 教育委員会等との連携が機能していること。

観点 4-1-1 : 各教職大学院は、各教職大学院の事情及び地域の状況等を踏まえ、教育委員会等と連携して、どのような取組を行っているか。また、教育活動等にどのように生かしているか。

基準領域 5 学生支援と教育研究環境

(現行の基準領域 5 学生への支援体制 / 現行の基準領域 7 施設設備等の教育環境)

基準 5-1

○ 履修指導並びに学習支援を適切に行っていること。

現行の基準 3-4 と現行の基準 5-1 の学生支援の部分を統合する。

観点 5-1-1 学生の学習履歴、実務経験等の違いに応じて、どのような履修指導並びに学習支援を行っているか。

観点 5-1-2 教職大学院の修了生にどのような学習支援（フォロー・アップ）を行っているか。

基準 5-2

○ 生活支援、キャリア支援、経済支援の取組、並びに学生に対するハラスメント、メンタル・ヘルス等に対応する措置が適切であること。

観点 5-2-1 学生に対して、生活支援、キャリア支援にどのように取り組み、あるいはハラスメント、メンタル・ヘルス等にどのように対応しているか。また、教職大学院独自の取組はあるか。

観点 5-2-2 学生に対して、どのような経済的支援（検定料、入学料及び授業料の減免等）に取り組んでいるか。また、教職大学院独自の取組はあるか。

授業料免除についての受給者決定の公平性については問わないものとする。

基準 5-3

○ 施設・設備並びに図書、学術雑誌、電磁的方法により提供される学術情報資料を、有効に活用していること。

「図書、学術雑誌、電磁的方法により提供される学術情報資料」は改正された設置基準の表記から引用。

観点 5-3-1 どのような施設・設備を有効に活用しているか。

観点 5-3-2 特に、ネットワーク関連の施設・設備として、どのような施設・設備を有効に活用しているか。

観点 5-3-3 どのような図書、学術雑誌、電磁的方法により提供される学術情報資料を有効に活用しているか。

観点 5-3-4 特に、複数のキャンパス及びサテライト・キャンパスがある場合、それぞれに整備した施設・設備は、どのように連携を図り、また、どのように効率的に活用しているか。

観点 5-3-5 教職大学院の教育研究環境の維持に、十分な経費が投じられているか。

現行の基準 8-2 の経費に関する事項を整理した。

基準領域 6 教育研究実施組織

(現行の基準領域 6 教員組織／現行の基準領域 8 管理運営)

設置基準の改正を受けて「教員組織」を「教育研究実施組織」とし、現行基準 8-1 部分と統合する。

教育研究実施組織とは、「教員と事務職員等による教育研究上の目的を達成するための組織」（専門職大学院設置基準第 4 条）

基準 6-1

○ 教育研究上の目的を達成するための組織が機能しているか。

観点 6-1-1 教育研究上の目的を達成するために、どのような組織を編成し、管理運営しているか。

観点 6-1-2 教育研究上の目的を達成するために、教員の組織は、どのような点に重点を置いた構成となっているか。

観点 6-1-3 教員組織の活動をより活性化するため、専任教員の採用及び昇格等、また授業担当教員の配置に、どのような手立てをとり、また顧慮しているか。

観点 6-1-4 授業や学生指導等に係る教員個々の負担の偏りは、どのように是正しようと努めているか。

現行の基準 6-4 の趣旨を残す観点。

基準 6-2

○ 教育研究上の目的を達成するために、組織的に研究する環境を備え、また F D に取り組んでいること。

観点 6-2-1 組織的な研究環境がどのように築かれ、どのような研究活動を行っているか。

観点 6-2-2 教職員の協働による F D の活動組織がどのように機能し、日常的にどのような活動を行っているか。

観点 6-2-3 教育研究上の目的を達成するため、教員と事務職員等がどのような連携を図っているか。

基準領域 7 点検評価と情報公表 (現行の基準領域 9 点検評価・F D ほか)

基準 7-1

○ 教職大学院の教職課程の自己点検・評価を定期的、組織的に行っていること。

観点 7-1-1 教職大学院の教職課程の自己点検・評価をどのように行っているか。

機関別認証評価との棲み分けから、機構の認証評価は、令和 4 年度から義務化された教職課程(教職大学院に係るもの)の評価活動の状況を確認する、自己点検・評価活動において有効とされる外部からのフィードバックの機会にあてる。

基準 7-2

○ 教職大学院の教育研究活動等の状況並びに成果を、広く社会に公表するため、積極的に発信していること。

観点 7-2-1 教育研究活動等の状況並びに成果はどのような方法等により、発信しているか。

以上